

(仮称) 岩内町道路の構造の技術的基準等を定める条例 (原案の概要)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、岩内町が管理する道路の構造の技術的基準を定めることとするため、「(仮称) 岩内町道路の構造の技術的基準等を定める条例」を制定します。

1 条例制定の必要性、目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、道路法の一部（第30条第3項、第45条第3項）が改正され、これまで国が定めていた道路構造の技術的基準（一部の基準を除く）および道路標識の寸法について、地方自治体がそれぞれの判断に基づき基準を定めることになりました。

これに伴い、本町においても、国の示す基準を参酌し、本町の実情を考慮しながら安全かつ円滑に利用できる道路環境を確保するため条例を制定することとしました。

2 本町の基準の考え方

本町の基準は、政令・府令・省令で定められていた基準に基づき、積雪寒冷地であり、坂道も多く点在する等本町の地域特性、地域事情を踏まえ岩内町の道路の構造に関する基準等を適切に運用することを検討した結果、下表に示すとおり国の示す参酌基準に準拠することを基本とし、加えて、積雪寒冷地であることや地域事情を考慮した北海道の条例（案）の内容を踏まえたものにする事としました。

・道路の構造に関する基準

項目	基準の内容																									
	国の示す基準（参酌基準）	本町の基準																								
路 肩	政令（道路構造令）第8条 路肩の幅員は、道路の区分に応じ、最小で0.5メートル以上とするものとする。	国の基準と同様 ただし、歩道を整備するほどの歩行者や自動車の交通量がない場合においても、歩行者や自転車の通行スペースの確保のために、路肩の幅員を広げることができることを追加。																								
停車帯	政令（道路構造令）第9条 都市部（第4種）の道路には、必要がある場合に停車帯を設けるものとする。	国の基準と同様 ただし、観光のための停車の必要がある場合、都市部以外（第3種）の道路にも停車帯を設けることができることを追加。																								
歩 道	政令（道路構造令）第11条 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い場合には、3.5メートル以上、その他の道路にあつては、2メートル以上とするものとする。	国の基準と同様 ただし、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員（2メートル以上）での整備が困難な場合、例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5メートルまで歩道の幅員を縮小することができることを追加。																								
堆雪幅	規定なし	本町は、積雪寒冷地であるため、除雪による堆雪スペースをもうけることを明文化。																								
視距等 （進行方向の前方に障害等認め、衝突をしないように制動をかけて停止することができる道路の延長）	構造令第19条 ・設計速度60km/h以下について 下表のとおり <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設計速度</th> <th>視距</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 km/h</td> <td>75m以上</td> </tr> <tr> <td>50 km/h</td> <td>55m以上</td> </tr> <tr> <td>40 km/h</td> <td>40m以上</td> </tr> <tr> <td>30 km/h</td> <td>30m以上</td> </tr> <tr> <td>20 km/h</td> <td>20m以上</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度	視距	60 km/h	75m以上	50 km/h	55m以上	40 km/h	40m以上	30 km/h	30m以上	20 km/h	20m以上	国の基準のほか、積雪寒冷地域であることを踏まえた視距とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、国の基準とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設計速度</th> <th>視距</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 km/h</td> <td>100m以上</td> </tr> <tr> <td>50 km/h</td> <td>70m以上</td> </tr> <tr> <td>40 km/h</td> <td>45m以上</td> </tr> <tr> <td>30 km/h</td> <td>30m以上</td> </tr> <tr> <td>20 km/h</td> <td>25m以上</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度	視距	60 km/h	100m以上	50 km/h	70m以上	40 km/h	45m以上	30 km/h	30m以上	20 km/h	25m以上
設計速度	視距																									
60 km/h	75m以上																									
50 km/h	55m以上																									
40 km/h	40m以上																									
30 km/h	30m以上																									
20 km/h	20m以上																									
設計速度	視距																									
60 km/h	100m以上																									
50 km/h	70m以上																									
40 km/h	45m以上																									
30 km/h	30m以上																									
20 km/h	25m以上																									
上記以外		国の基準と同様																								

・道路標識に関する基準

項目	基準の内容	
	国の示す基準（参酌基準）	本町の基準
道路標識の寸法	府令・省令（道路標識・区画線及び道路標識に関する命令）別表第二条の対象となる標識 ・案内標識 ・警戒標識 ・上記に附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）	国の基準と同様

3 施行期日

平成25年4月1日（予定）

(仮称)岩内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例(原案の概要)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定めることとするため、「(仮称)岩内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」を制定します。

1 条例制定の必要性、目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部(第10条第1項)が改正され、これまで全国一律に定めていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、地方自治体がそれぞれの判断により基準を定めることになりました。

これに伴い、本町においても、国の示す基準を参酌し、本町の実情を考慮しながら安全かつ円滑に利用できる道路環境を確保するため条例を制定することとしました。

2 本町の基準の考え方

本町の基準は、省令で定められていた基準に基づき高齢者、障害者等の移動等に関し町民が安全で円滑に利用できる道路環境の確保など、岩内町の道路の構造を適切に運用することを検討した結果、国の示す参酌基準に準拠することとしました。

ただし、下表に示すとおり通路等の手すりの基準等の一部は、北海道福祉のまちづくり条例との整合を図った北海道の条例(案)の内容を踏まえたものにする事としました。

・道路の構造に関する基準

項目	基準の内容	
	国の示す基準（参酌基準）	本町の基準
【歩道等】 舗装	省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令）第5条歩道等の舗装の路面等を規定。	国の基準と同様 ただし、排水施設を設ける場合は、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けることを追加。
【立体横断施設】 傾斜路	省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令）第13条立体横断施設に設ける傾斜路の幅員、縦横断勾配、手すり等を規定。	国の基準と同様 ただし、手すりの基準に、手すりの端部が突出しない構造とすることを追加。
【立体横断施設】 通路	省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令）第15条立体横断施設に設ける通路の幅員、縦横断勾配、手すり等を規定。	
【立体横断施設】 階段	省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令）第16条立体横断施設に設ける階段の幅員、踏面、手すり等を規定。	
上記以外		国の基準と同様

3 施行期日

平成25年4月1日（予定）